

慶應義塾大学文化団体連盟規約

平成10年04月13日改正
平成10年05月01日改正施行
平成27年02月26日改正
平成27年05月01日改正施行
令和05年11月13日改正
令和06年02月19日改正
令和06年04月01日改正施行

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は「慶應義塾大学 文化団体連盟」と称する。

第2条 (目的)

本連盟は、塾生の文化活動を総括し、塾生に文化財を提供し、塾生の教養及び気品の向上、塾風の宣揚を期すると共に加盟団体各部の相互連繋並びに健全なる発展を図り、対外的には他校同目的団体との協調を図って等しく文化の向上に寄与することをその目的とする。

第3条 (設置)

本連盟は、本部を慶應義塾大学三田キャンパス(以下、三田キャンパスという)内に置き、必要であれば三田本部と呼称する。

第4条 (所属)

本連盟は、全塾協議会に所属し、その諸規定に従う。

第2章 加盟団体

第5条 (加盟団体)

1. 本連盟の加盟団体は、正加盟団体と準加盟団体で構成される。
2. 本連盟の加盟団体は、次に掲げる資格を満たすものでなければならない。
 1. 慶應義塾大学の公認学生団体であること。
 2. 本規約第2条に掲げる目的に沿った趣旨の団体であること。
 3. その他、本規約に定められた事項を遵守できる団体であること。
3. 本連盟の加盟団体は、次に掲げる書類を原則毎年常任委員会に提出し、常任委員会による監査を受ける。但し、常任委員会が免除した場合はその限りではない。

1. 本条第2項1号に掲げる資格を証明するもの
 2. 団体規約
 3. 名簿
 4. 財務状況を示すもの
 5. その他、常任委員会が指定するもの
4. 前項4号の財務状況を示すものは、全塾協議会の指定するものを原則とし、常任委員会が指定する。
 5. 新たに本連盟の加盟団体（以降、加盟希望団体と称す）となるためには、本条第3項に掲げる書類を常任委員会に提出しなければならない。常任委員会は、当該書類を受け取った場合、資格審査等をする。また常任委員会は、加盟妥当であると判断した場合、これを定期総会に諮り、承認が得られた場合、加入希望団体は、準加盟団体となることができる。
 6. 前項の規定に則り、準加盟団体となった団体は、準加盟団体となった日より1年が経過した日以降の定期総会にて、正加盟団体になることができる。

第6条（除名）

1. 本連盟は、次に掲げる場合、加盟団体を除名する。
 1. 第5条第2項に掲げる資格を失った場合。
 2. 常任委員会が加盟団体として不適切と看做し、総会の承認が得られた場合。
2. 前項の規定により除名された場合、当該団体は次に掲げる行為を実施しなければならない。
 1. 資金補助を受けていた場合、除名となった時点での残金を返金すること。
 2. 学生団体ルームへ入棟していた場合、直ちに退去すること。除名となった日より半年以内に常任委員会に承認なく退去しなかった場合、当該団体の所有する物品の所有権を放棄したものと看做し、常任委員会が破棄する。
 3. その他、常任委員会に指定されたこと。

第7条（加盟団体の報告義務）

加盟団体は、役員人事や規約等の重要事項の変更があった場合もしくは活動中に重大な事故があった場合、常任委員会に報告しなければならない。

第8条（加盟団体の権利）

1. 加盟団体は、次に掲げる権利を有する。
 1. 本連盟に加盟している事実を公表すること。
 2. 本連盟の所有するウェブサイト等で企画告知をすること。
2. 正加盟団体は、次に掲げる権利を有する。

1. 本連盟より資金補助を受ける対象となること。
2. 常任委員会が運営する三田キャンパス内の学生団体ルーム（以降、学生団体ルームと称す）への入棟資格を得ること。
3. 正加盟団体の3分の1以上の同意を得て、常任委員の解任請求をすること。

第3章 役員

第9条（種別）

本会に、次の役員を置く。

連盟長	1名
常任委員	10名以内
監査	2名以内

第10条（残存期間）

役員は、任期満了等の場合においても後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

第11条（連盟長）

連盟長は、常任委員会委員長がこれにあたり、本連盟を代表する。

第12条（常任委員）

1. 常任委員は、連盟長を補佐する。
2. 常任委員は、連盟長に事故あるとき、その職務を代行する。当該職務代行順位は、連盟長があらかじめ定めておくものとする。
3. 常任委員は、常任委員会の推薦に基づき、総会より任命される。

第13条（監査）

1. 監査は、本連盟の業務及び会計を監査する。
2. 監査は、常任委員会より指名し、総会の承認を経る。
3. 監査の任期は、1年とする。

第4章 機関

第14条（種別）

本連盟は、議決機関として総会、執行機関として常任委員会を設置する。

第15条（総会）

1. 総会は、本連盟の最高議決機関とする。
2. 総会は、加盟団体代表者1名及び役員をもって構成される。

3. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
4. 定期総会は、原則として毎年5月及び11月に、連盟長が招集する。
5. 臨時総会は、次に掲げる場合、連盟長が招集する。
 1. 常任委員会が必要と認める場合
 2. 正加盟団体の3分の1以上の要請がある場合
6. 総会は、次に掲げる事項を議決する。
 1. 当年度収支予算の承認に係る事項
 2. 前年度収支決算の認定に係る事項
 3. 本連盟への加入または脱退の承認に係る事項
 4. 本規約の改正に係る事項
 5. 第8条2項3号に掲げる解任請求に係る事項
 6. その他、本連盟に係る重要な議決事項
7. 次に掲げる事項は、原則として直後の定期総会へ報告しなければならない。
 1. 役員及び常任委員会人事に係る事項
 2. 前年度収支決算に係る事項
 3. その他、本連盟に係る重要な報告事項
8. 総会の議長は、原則として常任委員会副委員長が行い、やむを得ない場合は連盟長が指名したものが行う。
9. 総会の議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。また議長は、総会出席者またはそれ以外のものが進行を妨害するときは、これを制止しなければならない。その命令に従わないとき、これを退場させることができる。

第16条（常任委員会）

1. 常任委員会は、本連盟の最高執行機関とする。
2. 常任委員会は、常任委員及び執行委員によって構成される。
3. 常任委員会は、総会が開催できない場合、常任委員の過半数の賛成により、総会の議決が必要な事項を執行することができる。この場合、その執行の後初めに招集された総会において承認を得ることを要する。
4. 常任委員会委員長は、常任委員の互選により選出される。
5. 常任委員会委員長は、加盟団体の5分の1以上の推薦があったものを常任委員としなければならない。但し、加盟団体の推薦は団体につき、毎年1人までを上限とする。
6. 執行委員は、本連盟の事務円滑のために、常任委員会委員長は、慶應義塾大学の学部生の中から任命する。

第17条（常任委員会規則）

1. 常任委員会は、「常任委員会規則」を定めなければならない。
2. 常任委員会規則は、常任委員会の業務及び運営に係る詳細を定めるものとする。
3. 常任委員会規則の改正は、常任委員の過半数の賛同を得なければならない。
4. 常任委員会規則は、前項の賛同を得られ次第、直ちに発行する。

第18条（支部）

1. 本連盟は、必要に応じて支部を設置することができる。
2. 支部の設置に係る諸規定及びその管理は、常任委員会が行う。

第6章 資産及び会計

第19条（会計年度）

本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり当年12月31日に終わる。

第20条（資産）

本連盟の資産は、原則として全塾協議会より交付される自治会費交付金及び寄附、常任委員会が所有する資産をもって構成する。

第21条（会計担当）

本連盟の資産及び会計は、常任委員会が管理する。担当者を決定する必要がある場合は、常任委員の中より常任委員会委員長が指名する。

第7章 諸事項

第22条（会員）

1. 本塾大学生は全て自動的に本連盟に加入し普通会员となる。
2. 本連盟の正会員とは加盟団体の会員のことであって原則として普通会员に限られる

第23条（罰則）

1. 加盟団体が、本規約及び常任委員会規則、その他常任委員会が定めた諸規定に違反した場合もしくは本連盟の名誉を毀損した場合、常任委員会は相当の処分を下すことができる。但し、除名は総会の承認を必要とする。当該加盟団体は、処分に不服がある場合、総会に申し出ることができる。
2. 常任委員もしくは執行委員が、本規約及び常任委員会規則に違反した場合もしくは本連盟の名誉を毀損した場合、総会は相当の処分を下すことができる。

第24条（改正）

本規約の改正は、総会の承認を必要とする。

第25条（公告）

本規約及び常任委員会規則、その他常任委員会が定めた諸規定は、全てを本連盟のウェブサイトに掲載する。